

保育士等の職員配置の特例について

1 特例の趣旨

近年、本市を始めとする全国の都市部では、保育を希望する方が増えていることに伴って認可保育所などの増設が続いており、保育士など保育の担い手の確保が課題となっています。

保育士等の職員配置の特例（以下「職員配置特例」といいます。）は、このような状況を踏まえ、保育の質を落とさずに、保育士等が行う業務の要件を柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げることを目的としています。

2 特例の対象となる施設等

(1) 対象施設

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業

(2) 留意事項

以下のうち①に該当する施設は、特例適用前に本市まで相談してください。

また、②又は③に該当する施設は、該当する項目を改善（施設の運営体制の是正や保育士等の職員の処遇改善）した上で特例を適用してください。

① 本市が実施した指導監査の結果等に基づき、過去3年間に、改善勧告や改善命令を受けたことがある。

② 保育士が専門的業務に従事できるよう業務負担の見直しを行っていない。

③ さいたま市保育士等処遇改善事業補助金の交付を受けていないなど、保育士等の処遇改善を行っていない。

【参考：5ページ 職員配置特例を適用する施設の適否】

3 特例の実施期間

(1) 実施期間

令和3年4月1日から当分の間とします。

(2) 留意事項

この特例は、1ページの「1 特例の趣旨」に記載した趣旨から、国の基準に基づき、緊急的・時限的な対応策として実施するものです。

本市を取り巻く状況が改善された場合や国の基準が改正された場合には、特例を廃止することとなりますので、その点を十分に考慮し、持続可能な運営体制を構築するよう努めてください。

4 特例の種類と内容 【適用事例については別紙1～3を参照】

(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置

現行基準では、最低でも2名以上の保育士等の配置が必要とされていますが、朝夕等の児童が少数となり、配置が必要な保育士等の数が1名となる時間帯に限り、2名のうち1名を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）」に代えることができることとする特例です。

(2) 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用

各時間帯において必要となる保育士等の数の3分の1を超えない範囲で、次の①と②の両方に該当する者又は①と③の両方に該当する者を保育士等とみなすことができることとする特例です。

なお、各資格の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めてください。

- ① 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のいずれかの普通免許状を有する者
- ② 就業時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」といいます。）を修了している者
- ③ 就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者

(3) 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置

1日8時間を超えて保育所等を開設するため、利用定員の総数に

応じて基準上配置しなければならない保育士等の数よりも多くの保育士等を配置する施設においては、追加で配置する保育士等の数の範囲内で、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）」を保育士等とみなすことができることとする特例です。

ただし、追加で配置する保育士等の数の範囲内であっても、保育士等の資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士等の数の3分の2以上配置しなければなりません。

※ 市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者
以下のいずれかに該当する者とします。

① 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のいずれかの普通免許状を有する者で、就業時点で支援員研修(※)を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修(※)を修了する見込みの者。

② 看護師又は准看護師の資格を有する者で、就業時点で支援員研修(※)を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修(※)を修了する見込みの者。

③ 保育所等（注1）で、保育業務に2,880時間以上（朝夕等の特例による業務に従事する場合は1,440時間以上）（注2）従事した経験がある者で、就業時点で支援員研修(※)を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修(※)を修了する見込みの者。

注1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設（ナーサリールームや家庭保育室、企業主導型保育事業など）。

居宅訪問型保育事業、ベビーシッターでの従事経験は、対象外です。

注2 例えば1日6時間で月20日勤務の場合は、1年以上の勤務で1,440時間以上、2年以上の勤務で2,880時間以上となります。

④ 家庭的保育者又は家庭的保育補助者として従事した経験を有する者。

⑤ 支援員研修(※)を修了している者で、保育士資格の取得を希望している者。

※4(2)②と同様、子育て支援員研修(地域保育コース（地域型保育）)となります。

【参考：6ページ 職員配置特例に基づいて配置する職員の適否】

5 特例の適用に係る手続

(1) 市への届出

特例の適用など、次のいずれかに該当する場合には、市への届出をお願いします。

- ① 特例を新たに適用しようとする場合（様式第1号）
- ② ①の届出事項に変更が生じる場合（様式第2号）
- ③ 特例の適用を終了する場合（様式第3号）

(2) 留意事項

①、②については事前（おおむね1ヶ月前まで）に、③については事後に市への届出をお願いします。

6 職員配置特例に基づいて配置する職員への研修等

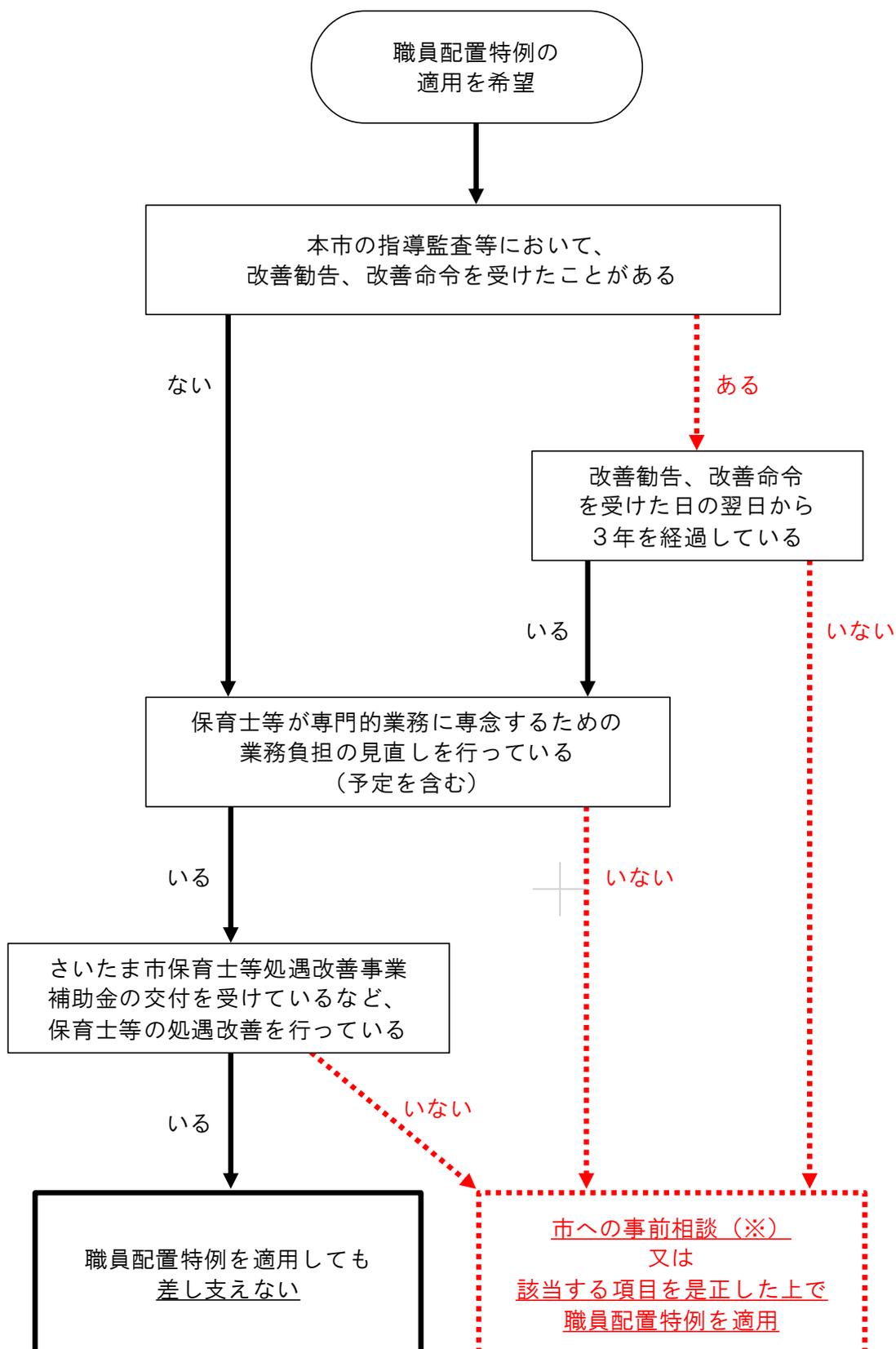
特例の適用後も従来と変わらない保育を提供するため、特例を適用する施設は、職員配置特例に基づいて配置する職員（以下「特例職員」といいます。）に対して以下のような取組を行うことにより、その知識や技術を高めるとともに、従来から働いている職員との連携が十分に取れるようにしてください。

- ① 特例職員を指導する保育士等の選任
- ② 特例職員に対するOJTや施設内研修等の実施
- ③ 特例職員に対する事務の引継ぎ
- ④ 上記のほか、特例職員の知識や技術の向上、他の職員との円滑な連携を確保するために必要な措置

7 特例を適用している施設に対する調査等

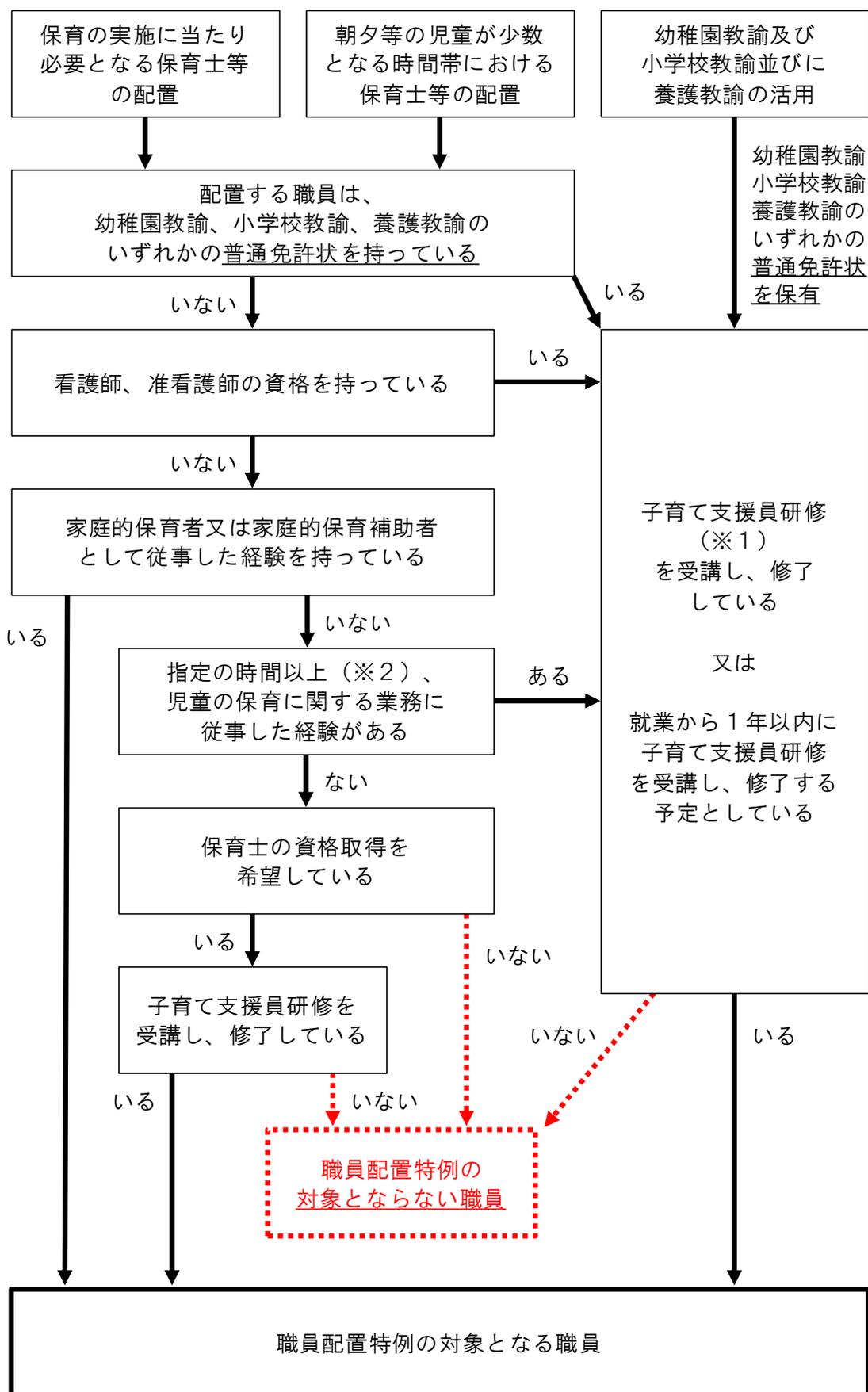
職員配置特例を適用している施設に対しては、特例の運用状況を確認するため、抜き打ちを含む立入調査のほか、状況の聞き取り、資料の提供依頼などを行う場合があります。

【職員配置特例を適用する施設の適否】



※ 改善勧告、改善命令を受けた日の翌日から3年を経過していない場合

【職員配置特例に基づいて配置する職員の適否】



※1 子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））

※2 児童が少数の時間帯：1,440時間以上／保育の実施に必要な保育士等：2,880時間以上

「児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例」の適用事例

■ 認可保育所での適用事例 1（特例が適用できる場合）

保育する児童数が下表の状況となる時間帯では、歳児別の配置基準により算定される必要な保育士の数は1人となります。

→ このような時間帯であっても、通常は2名の保育士の配置が必要となりますが、特例措置導入後は、2人のうち1人は、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」に代えることができます。

年 齢	児童数【A】	配置基準【B】 (保育士1人当たり)	必要な保育士数【A÷B】
0歳児	2人	3人	0.6人
1歳児	2人	6人	0.3人
2歳児	1人	6人	0.1人
3歳児	2人	20人	0.1人
4・5歳児	4人	30人	0.1人
合 計	10人	—	1.2人 ⇒ 1人

各歳児別の計算では少数第2位を切捨て

合計後、少数第1位を四捨五入

■ 認可保育所での適用事例 2（特例が適用できない場合）

保育する児童数が下表の状況となる時間帯では、歳児別の配置基準により算定される必要な保育士の数は2人となります。

→ このような時間帯においては、特例措置導入後においても2名の保育士の配置が必要となり、特例を適用することはできません。

年 齢	児童数【A】	配置基準【B】 (保育士1人当たり)	必要な保育士数【A÷B】
0歳児	2人	3人	0.6人
1歳児	2人	6人	0.3人
2歳児	2人	6人	0.3人
3歳児	3人	20人	0.1人
4・5歳児	6人	30人	0.2人
合 計	15人	—	1.5人 ⇒ 2人

「幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例」の適用事例

■ 認可保育所での適用事例

保育する児童数が利用定員と同じとなる下表のような時間帯では、歳児別の配置基準により算定される必要な保育士の数は12人となります。

→ 特例措置導入後は、各時間帯において必要な保育士の数の3分の1（12人×1/3＝4人）を超えない範囲までは、「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者で、就業時点で支援員研修を終了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者」を保育士とみなすことができます。

ただし、保育士資格を有する者（※）を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上配置する必要があります。

年 齢	児童数【A】	配置基準【B】 (保育士1人あたり)	必要な保育士数【A÷B】
0歳児	8人	3人	2.6人
1歳児	20人	6人	3.3人
2歳児	22人	6人	3.6人
3歳児	22人	20人	1.1人
4歳児	24人	30人	0.8人
5歳児	24人	30人	0.8人
合 計	120人	—	12.2人 ⇒ 12人

各歳児別の計算では少数第2位を切捨て

合計後、少数第1位を四捨五入

○ (特例の適用が認められるケース)

保育士 : 8人 看護師 : 1人 (※)
 幼稚園教諭 : 1人 小学校教諭 : 1人 養護教諭 : 1人
 ⇒ 保育士数が必要保育士数の3分の2 (12人×2/3＝8人) 以上

✕ (特例の適用が認められないケース)

保育士 : 7人 看護師 : 1人 (※)
 幼稚園教諭 : 2人 小学校教諭 : 1人 養護教諭 : 1人
 ⇒ 保育士数が必要保育士数の3分の2 (12人×2/3＝8人) 未満

※ 認可保育所又は小規模保育事業A型で、この特例によらず、保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなしている場合、その職員は、保育士には含まれません。

「保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置に係る特例」の適用事例

■ 認可保育所での適用事例（利用定員と同じ児童数が在籍している時間帯の場合）

利用定員が下表の場合、歳児別の配置基準に基づき、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数は 12 人となりますが、1 日につき 8 時間を超えて開所する施設では、労働基準法の労働時間規制（1 日 8 時間以内）を守るため、より多くの保育士を配置する必要があります。

ここでは、シフト勤務等のため 18 人の保育士が必要であると仮定します。

→ 特例措置導入後は、シフト勤務等のため、追加で配置が必要となる保育士（18 人－12 人＝6 人）を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」で代えることができます。

ただし、保育士資格を有する者（※）を、各時間帯において必要となる保育士の数の 3 分の 2（12 人×2/3＝8 人）以上配置する必要があります。

年 齢	利用定員 【A】	配置基準【B】 (保育士 1 人あたり)	必要な保育士数 【A÷B】
0 歳児	8 人	3 人	2.6 人
1 歳児	20 人	6 人	3.3 人
2 歳児	22 人	6 人	3.6 人
3 歳児	22 人	20 人	1.1 人
4 歳児	24 人	30 人	0.8 人
5 歳児	24 人	30 人	0.8 人
合 計	120 人	—	12.2 人 ⇒ 12 人

各歳児別の計算では少数第 2 位を切捨て

合計後、少数第 1 位を四捨五入

○ (特例の適用が認められるケース)

保育士 : 8 人 看護師 : 1 人 (※)

市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者 : 3 人

⇒ 当該時間帯に配置されている保育士の数が、必要とされる保育士数の 3 分の 2（12 人×2/3＝8 人）以上となっている。

✕ (特例の適用が認められないケース)

保育士 : 7 人 看護師 : 1 人 (※)

市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者 : 4 人

⇒ 当該時間帯に配置されている保育士の数が、必要とされる保育士数の 3 分の 2（12 人×2/3＝8 人）を下回っている。

※ 認可保育所又は小規模保育事業 A 型で、この特例によらず、保健師又は看護師のうち 1 人を保育士とみなしている場合、その職員は、保育士には含められません。